

議案第101号

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第17条の2第1項第4号中「雨水等」を「その^{きょう}筐体は、雨水等」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第19条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設

ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。) にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第19条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第17条の2第1項第4号」に改める。

第63条第16号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

「

別表第1中

| | | | | |
|--|--|--|--|--------|
| | | | | 据置型レンジ |
|--|--|--|--|--------|

| | | | | | |
|--------|----|---|---|---|---|
| 21kw以下 | 80 | 0 | — | 0 | を |
|--------|----|---|---|---|---|

「

| | | | | |
|------------------|------------------|------------|--------|--------|
| | | | 据置型レンジ | 21kw以下 |
| 固 体 燃 料 | 不 燃 以 外 | 木炭を燃料とするもの | 炭火焼き器 | — |
| | 不 燃 | 木炭を燃料とするもの | 炭火焼き器 | — |

| | | | | |
|--|-----|----|----|----|
| | 80 | 0 | — | 0 |
| | 100 | 50 | 50 | 50 |
| | 80 | 30 | — | 30 |

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後のつくば市火災予防条例（以下「新条例」という。）第19条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第17条第1項第4号（新条例第12条の2第1項及び第3項、第17条第3項、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第19条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から

起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(提案理由)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気使用設備に関して、基準の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第1条—第16条（略） （変電設備）</p> <p>第17条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)—(3)（略）</p> <p>(4) _____ 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)—(12)（略）</p> <p>2・3（略） （急速充電設備）</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)—(3)（略）</p> <p>(4) <u>その筐体は、雨水等の侵入防止の措置が講じられたもの</u>とすること。</p> | <p>第1条—第16条（略） （変電設備）</p> <p>第17条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)—(3)（略）</p> <p>(4) <u>キュービクル式のものにあっては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)—(12)（略）</p> <p>2・3（略） （急速充電設備）</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)—(3)（略）</p> <p>(4) <u>雨水等</u> _____ の侵入防止の措置が講じられたものとする。</p> |

(5)―(8) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第19条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第15条第4号、第17条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第17条の2第1項第4号の規定を準用する。

第20条―第62条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)―(15) (略)

(5)―(8) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第19条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第15条第4号、第17条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

第20条―第62条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)―(15) (略)

(16) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(17)・(18) (略)

第64条—第70条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第11条、第12条、第26条、第27条、第28条、第29条関係)

| 種類 | | 離隔距離 (cm) | | | | | 備考 |
|----------------------------|-------------|---|--------|-----|------------|------------|---------------------------|
| | | 入力 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 | |
| ち ゆ う 房 設 備 | 不開放式 燃以外 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kw以下 | 100 | 15 (注4) | 15 (注4) | 注4:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 |
| | | 据置型レンジ | 21kw以下 | 100 | 15 (注4) | 15 (注4) | |
| | 不開放式 燃 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kw以下 | 80 | 0 | 0 | |

(16) 蓄電池設備

(17)・(18) (略)

第64条—第70条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第11条、第12条、第26条、第27条、第28条、第29条関係)

| 種類 | | 離隔距離 (cm) | | | | | 備考 |
|----------------------------|-------------|---|--------|-----|------------|------------|---------------------------|
| | | 入力 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 | |
| ち ゆ う 房 設 備 | 不開放式 燃以外 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kw以下 | 100 | 15 (注4) | 15 (注4) | 注4:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 |
| | | 据置型レンジ | 21kw以下 | 100 | 15 (注4) | 15 (注4) | |
| | 不開放式 燃 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kw以下 | 80 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | |
|---|------------------|----------------------|--------|--------|-----|-----|-----|----|
| | | | 据置型レンジ | 21kw以下 | 80 | 0 | — | 0 |
| 固 体 燃 料 | 不 燃 以 外 | 木炭を燃料とするもの | 炭火焼き器 | — | 100 | 50 | 50 | 50 |
| | | 木炭を燃料とするもの | 炭火焼き器 | — | 80 | 30 | — | 30 |
| 上 記 に 分 類 さ れ な い も の | | 使用温度が800℃以上のもの | — | 250 | 200 | 300 | 200 | |
| | | 使用温度が300℃以上800℃未満のもの | — | 150 | 100 | 200 | 100 | |
| | | 使用温度が300℃未満のもの | — | 100 | 50 | 100 | 50 | |

| | | | | | | | | |
|---|--|----------------------|--------|--------|-----|-----|-----|---|
| | | | 据置型レンジ | 21kw以下 | 80 | 0 | — | 0 |
| 上 記 に 分 類 さ れ な い も の | | 使用温度が800℃以上のもの | — | 250 | 200 | 300 | 200 | |
| | | 使用温度が300℃以上800℃未満のもの | — | 150 | 100 | 200 | 100 | |
| | | 使用温度が300℃未満のもの | — | 100 | 50 | 100 | 50 | |

備考 (略)

別表第2・別表第3 (略)

備考 (略)

別表第2・別表第3 (略)